

第4次野木町行政改革大綱

栃木県 野木町



はじめに	1
1 推進期間	2
2 第4次行政改革の基本方針	3
3 基本方針実現のための具体的項目	
第1章 財政の健全性	
1 事務・事業の見直し	4
2 歳入の確保	5
3 歳出の抑制	6
4 民間委託等の推進	6
5 公営企業の健全化	7
第2章 効率的な行政運営	
1 効率的な組織	8
2 定員管理の適正化	8
3 人材育成の推進	9
4 質の高いサービスの提供	9
第3章 町民との協働によるまちづくり	
1 町民や地域との協働の推進	10
2 町民活動の促進と民間活力との連携	11

はじめに

この度、第4次野木町行政改革大綱がまとまりましたので一言ご挨拶申し上げます。

まず本年3月11日に起きました東日本大震災につきましては多くの人命が失われ地域全体の流失、損壊も含めて未曾有の天災であり、惨状は目を覆うものがありました。本町においては人災もなく家屋の全壊もありませんでしたが被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。本改革大綱も順々と計画に則って進めたものでありますが予期せぬ天災の影響は常に想定内としなければと心に誓うものであります。

さて、近年の三位一体改革以降、我々基礎自治体には常に厳しい運営が義務付けられていますが、新たな地域主権の確立や権限委譲の問題等を考え合わせれば、自立的行政環境は予断を許さぬものがあります。さらに財源としての税収も下降線は否めず、交付税や起債によって配慮を加えながらの予算措置となっています。歳入、歳出のバランスを考え、健全財政を常にめざしています。特に平成22年から5カ年の計画である「野木町財政計画」は持続可能な町の財政基盤を示すものであり、本大綱はそれに沿っての改革計画となります。

また一方で、町民のニーズはより多様でより高度となっており、的確な対応には人材の育成と効率的な行政運営が、組織一体となっを行わなければならないと思います。また町民の皆様も自治を共に構成する方々として協働によるまちづくりを進めて行くことが重要となってくると思います。

以上のような状況を鑑みますと、野木町財政計画による基盤を遵守し、新しい公共の考え方を構築しながら行政の量的効率性、質的向上を進めていく事が大切だと思います。本大綱には協働によるまちづくり等よりスリムな機構で最大の効果が発揮されるよう改革の方向性が示されています。この大綱に基づき町民の皆様へのさらなるサービスが充実し満足度が増していければ幸いです。これからもたゆまぬ改革実践を心がけますので皆様のご協力ご支援を賜りますようお願い致します。

野木町長 真瀬 宏子

1 推進期間

第4次行政改革大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

2 第4次行政改革の基本方針

本町を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、時代にふさわしい効率的で質の高い町政の実現を図るため、行政改革の基本的な方針を以下のとおりとし、計画期間中においても進捗や成果について点検し、必要に応じて内容の見直しを図りながら推進していきます。

また、平成22年度から実行している『野木町財政計画』とは密接な関連性があるため、相互の計画内容を補完しながら着実に改革を推進します。

更に、この行政改革の推進期間は、第7次総合計画『のぎ未来プラン』の基本計画期間（平成23年度～平成27年度）と合致することから、総合計画と行政改革の取り組みを効果的・効率的に連携させていくことを目指します。

（1）財政の健全性

『野木町財政計画』を基に、将来にわたって持続可能となるよう財政の健全性を堅持していきます。

（2）効率的な行政運営

行政組織の見直しや人材育成を図り、行政体制の改革を推進し、サービスの質の向上や利便性を図ります。

（3）町民との協働によるまちづくり

町民団体や地域、ボランティアやNPO等、多様な主体との協働を様々な分野で推進し、町民主体のまちづくりに努めます。

3 基本方針実現のための具体的項目

第1章 財政の健全性

国・地方の財政は、多額の長期債務残高や少子高齢化の進展に伴う社会保障の問題、さらに世界同時不況の影響による税収の減少など、一段と厳しい状況にあります。

このような厳しい財政環境の下で、新たな町民ニーズに的確に対応するとともに、将来を見据えたまちづくりを着実に進めていかなければなりません。

そのため、『のぎ未来プラン』の確実な実現やスクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直し、歳入の確保や歳出の抑制を図るなど、財政の自立性の確保に努めるとともに、民間委託や公営企業の健全化を進めます。

1 事務・事業の見直し

財政計画の推進

野木町財政計画をもとに、各年度における事務事業に対し、限られた財源を効率的に活用し、安定した財政運営を保持します。

行政評価システムの充実と活用

「事務事業評価シート」の見直しを行い、評価の取り組みを事業や施策の改善に、より一層反映させるための工夫を継続し、効率的・効果的な行政サービスの提供に活用していきます。

また、評価結果を町民に分かりやすく公表することを検討していきます。

事務事業の進行管理

『のぎ未来プラン』（第7次野木町総合計画）にある事務事業について、進捗状況を把握し、必要に応じて事務事業検討委員会を開催します。

2 歳入の確保

広告掲載料収入の確保

企業等から募った有料広告を「広報のぎ」及び町ホームページ等に掲載し、収入の増加を図ります。

売却可能資産の処分等の推進

売却可能資産の処分等及び未利用資産の有効利用を推進します。

特定財源の活用

国・県補助金等の特定財源を積極的に活用し、一般財源の負担を抑制するよう努めます。

税等の収納の利便性の向上

町税等のコンビニ収納等による利便性の向上を図ります。

町税等の収納率向上

歳入の確保と公平性の観点から、町税等の滞納整理を推進します。

3 歳出の抑制

事務経費の節減

低燃費車や自転車利用を導入し、燃料費の節減に努めます。また、循環型社会形成のため「3 R活動」を推進します。

0（ゼロ）予算事業の推進

新たな予算を伴わず、職員の創意工夫と新しい発想により町の活性化や町民サービスの向上となる事業を推進します。

事業の優先順位の検討

限られた財源でよりよい事業を執行していくために、優先順位を検討します。

4 民間委託等の推進

民間委託等への移行

事務事業全般について、委託の可能性などの検討を行い、行政責任の確保と町民サービスの維持向上に留意しつつ、条件が整ったものから順次民間委託等を推進します。

指定管理者制度の推進

公の施設を民間事業者を含めた幅広い団体等（指定管理者）に管理を委ねることにより、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的な運営を推進します。

5 公営企業の健全化

水道事業における経営健全化の推進

計画的収納対策（個別訪問、給水停止）等を講じ未納料金の収納率を高め、収入源の安定確保を図ります。

公共下水道事業における経営健全化の推進

水洗化を促進し、下水道接続率の向上に努めるとともに、恒常的な滞納整理対策を講じ収益率を高め、維持管理費用の自主財源による経営の健全化を図ります。

また、不明水量の調査及び管渠補修工事を実施し、不明水量を抑えることにより排水量と有収水量との格差を解消し、維持管理負担金の適正な算定を図ります。

農業集落排水事業の経営健全化の推進

水洗化を促進し、農業集落排水への接続率向上に努めます。また、滞納整理を行い、収益率を高め、維持管理費用の自主財源による経営の健全化を図ります。

第2章 効率的な行政運営

社会経済情勢をはじめとして町政を取り巻く環境は、時代とともに大きく変化しており、これらの変化に迅速かつ的確に対応し、町民の信頼に応えていかなければなりません。そのため、組織機構の見直しや、適正な定員管理、職員の資質・能力の向上など、効率的で機動的な行政体制の確立を図るとともに、情報の共有化や技術の進歩を踏まえた事務のオンライン化等を推進します。

1 効率的な組織

簡素で効率的な組織機構への見直し

新たな行政課題、多様化する町民ニーズや職員数の減少に対応するため、簡素で効率的な組織・機構の検討・整備を行います。

住民サービスの向上につながる事務分担の見直し

各課で携わっている事務事業を洗い出し、事務事業検討委員会を設置し分析研究を行い、事務事業運営の改善を図ります。

2 定員管理の適正化

定員適正化計画の着実な実行

行政サービスの維持、向上を図るとともに、定員適正化計画に基づき着実に実行します。

定員管理状況の把握

定員管理の状況を常に把握し、研究に努めます。

3 人材育成の推進

人材育成基本方針の着実な実施

人材育成基本方針を基に、職員一人ひとりの意識改革と能力開発を図ります。

人事評価の推進

職員の能力や勤務実績を把握・評価し、公正な人事により職員の能力開発と意欲向上に努めます。

職員研修の充実

多様な行政ニーズに対応し、自ら考え行動する職員を育成するために、広域で実施している研修を踏まえ、町独自の職員研修を実施します。

4 質の高いサービスの提供

情報共有化の推進

町民からの要望・提案などの情報を共有化し、迅速かつ的確に対応できる住民サービスに努めます。

ホームページの見直し

町民が見やすい、わかりやすい、使いやすいホームページづくりに努めます。また、常に新しい情報発信に努めます。

行政手続きオンライン化の推進

電子申請・届出システムの構築について検討し、オンライン化を推進します。

第3章 町民との協働によるまちづくり

近年、町民のまちづくり等への参加意識が高まってきており、各分野における地域活動やボランティア活動など、町民活動も活発化、多様化しています。

その一方で、社会の変化に伴い、財源に限りがある中、これらに対応していくため、町民と行政が互いに連携して解決に当たることが必要となっています。町民と行政との協働を推進するため、協働の方向性や仕組みをつくります。また、ボランティアやNPOとの連携の強化や適切な役割分担を図り、相互に補完し合うことで質の高い町政の実現を図ります。

1 町民や地域との協働の推進

野木町協働のまちづくり推進指針の策定

「野木町協働のまちづくり推進指針」の策定を目指し、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。

パブリック・コメント制度の推進

町の基本政策等策定にあたり、策定過程の情報、町民から寄せられる意見及びそれに対する町の考え方を公表し、町民の声を町の政策等に反映すべく、パブリック・コメント制度を推進し、政策形成過程への町民参画・行政運営の公正の確保と透明化の向上を図ります。

野木町安全・安心見守りネットワーク事業の推進

地域住民のネットワークにより、在宅のひとり暮らし等の「要援護者」を見守り、地域から孤立することを防止し、異変を発見した場合には必要な援助を行います。

また、災害が発生した場合には、地域住民のネットワークにより「要援護者」に対して、迅速かつ的確な対応を図ります。

2 町民活動の促進と民間活力との連携

ボランティア支援センターの活用

ボランティア支援センターを拠点として、町民の自発的なボランティア活動や社会貢献活動を推進します。

ボランティアとの連携

ボランティアと行政が連携し、行政サービスの向上に努めます。

NPO等との協働

町とNPO等がそれぞれの特性を活かして、公共的サービスや事業の展開を図ります。

NPO等の育成支援

町は、町民・NPO等と連携・協力により、新たなまちづくりを推進します。さらに、NPO等団体への育成と支援に努めます。